

平成 22 年度～平成 26 年度

箱根町「財政健全化プラン」

平成 2 1 年 1 2 月

箱 根 町

はじめに

箱根町は、財政の建て直しを図るため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置付け、財政再建対策本部会議及び行政改革推進本部会議を中心に、積極的な対応を図り、町の財政再建を効果的かつ計画的に推進するための指針として、平成 16 年 8 月に「箱根町財政再建プラン」を策定し、平成 16 年度から平成 20 年度までを推進期間として努力してきた結果、一定の「財政再建に向けた基礎」を築くことができました。

しかしながら、これまでの取り組みを行っても依然として厳しい財政状況が続き、さらに国の社会保障制度の変更が相次ぎ、その上行政に対する要求は年々多様化、複雑化しているなか、平成 19 年 3 月に策定した箱根町第 5 次総合計画に位置付けている住民のための各種事業の実施に向け、積極的な対応を図ることが重要な課題となっています。

このため、町民の方々の安全で安心な生活を守るためにも、健全な財政運営は必須要件であることから「箱根町財政再建プラン」を検証し、町財政の再建から健全化を目指すことを目的として、引き続き平成 22 年度から平成 26 年度を推進期間とする「箱根町財政健全化プラン」を策定するものです。

目 次

1	町財政の現状と今後の見通し	
(1)	拡大する経常的経費と減少する町税収入	1
(2)	経常収支比率の推移	2
(3)	財政硬直化の要因	3
(4)	その他町財政に影響を及ぼす要因	7
(5)	今後の財政の見通し	10
2	財政再建プランの検証	11
3	財政健全化の基本的な考え方	
(1)	財政健全化の目的	21
(2)	基本的視点	21
(3)	推進期間	21
(4)	数値目標	21
(5)	推進体制	22
(6)	過去の財政対策の内容	22
4	財政健全化に向けた6つの目標	24
5	財政健全化法について	29
6	用語解説	32

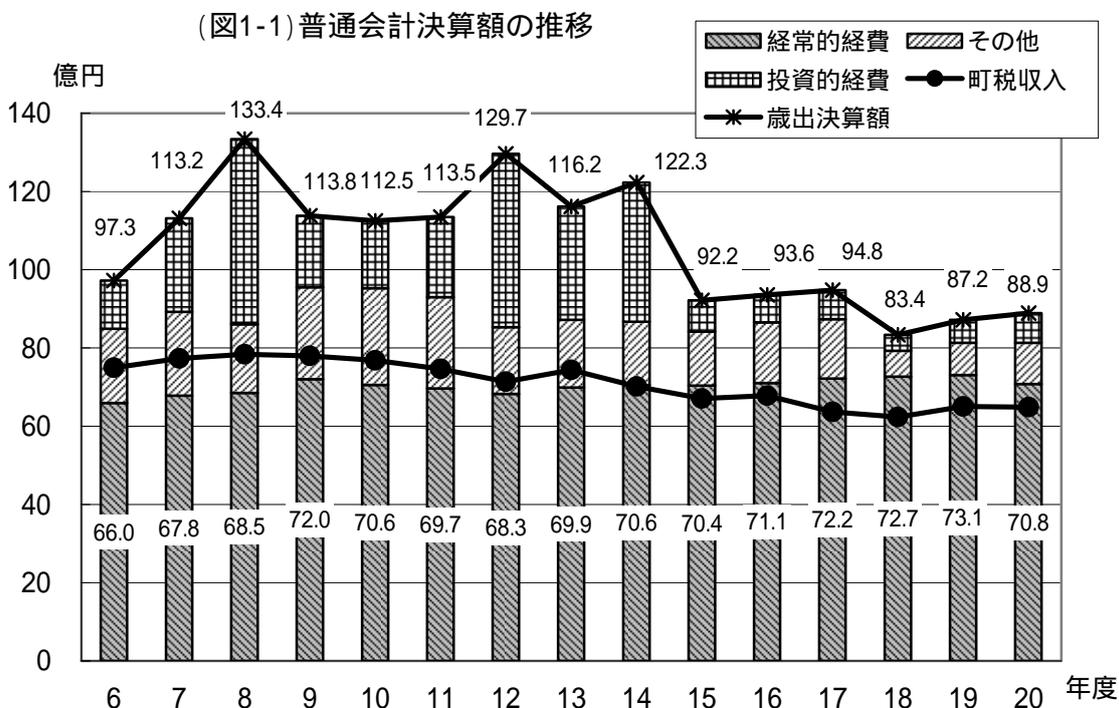
1 町財政の現状と今後の見通し

(1) 拡大する経常的経費と減少する町税収入

(図 1-1) は、平成 6 年度以降の箱根町の決算額をあらわしています。各年度の大型建設事業の実施状況によって決算総額に違いはありますが、経常的経費については毎年度削減に努めているものの、年度を追うごとに増加している状況です。その要因は、借入金の償還費（公債費）や施設管理費、さらに国の社会保障制度の変更に伴う施策経費などの増加によるものです。

一方、町民税や固定資産税などの町税は、毎年経常的に収入し、かつ用途が限定されない町の主な財源です。平成 8 年度以降は、近年の社会経済情勢に伴う地価の下落や保養所等の閉鎖、人口流出などを反映し、固定資産税や個人町民税などの減収により、町税収入は減収となっている状況です。

なお、平成 13 年度には、日帰り入湯税の課税などから増収となりましたが、平成 14 年度以降は、継続する景気低迷の影響から、再び減収傾向になっています。また、平成 19 年度については、税制改正により増収となりましたが、平成 20 年度は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱等により、景気の悪化が急速に進んだ影響から微減となりました。

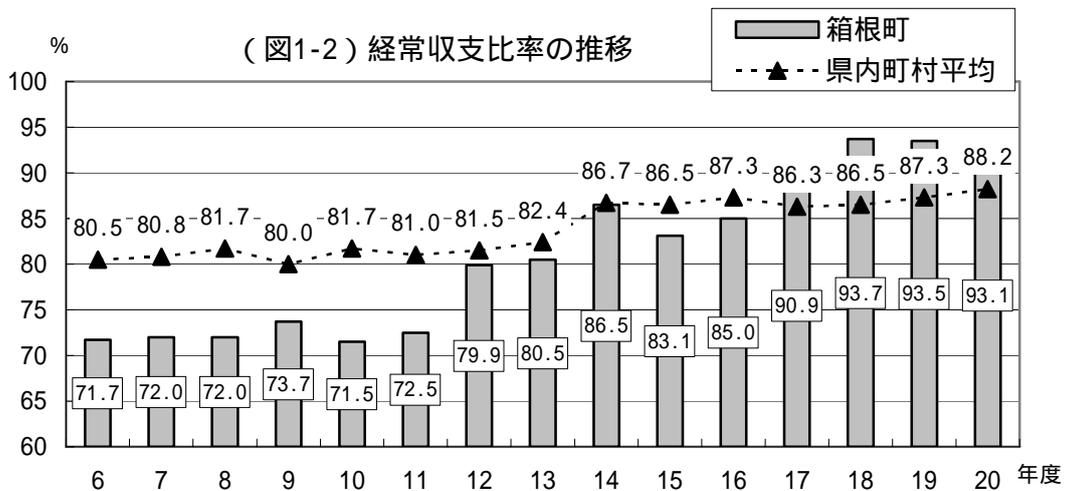


(資料：地方財政状況調査)

(2) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、地方自治体の財政状況を示す指標のひとつとして用いられ、町税や地方譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など自由に使えて経常的に収入される財源が、人件費や扶助費、借入金の償還費(公債費)のほか毎年必要な経常的経費にどれだけ充てられるかの指標です。

一般的に70～80%が適正水準といわれ、これを超えると道路や施設整備などの投資的事業のほか、新規事業の実施や重点施策を充実させることもできなくなる、いわゆる財政の硬直化を招くということになります。



箱根町では、人件費や新たに建設した総合体育館や仙石原幼児学園、最終処分場などの施設管理費の増が大きく、経常収支比率は非常に高くなってきました。そのため人件費の削減や事務合理化のほか、全ての施設管理費について各種経費の節減により経常的支出の抑制に努めてきました。

しかし、借入金の償還費(公債費)が多額になり、経常収支比率は平成13年度に80%を超え、経常経費の抑制に努めているものの、町税などの経常収入の減収が大きく、予算総額が少なくなることも相まって平成17年度には90%を超え、平成20年度は93.1%となりました。

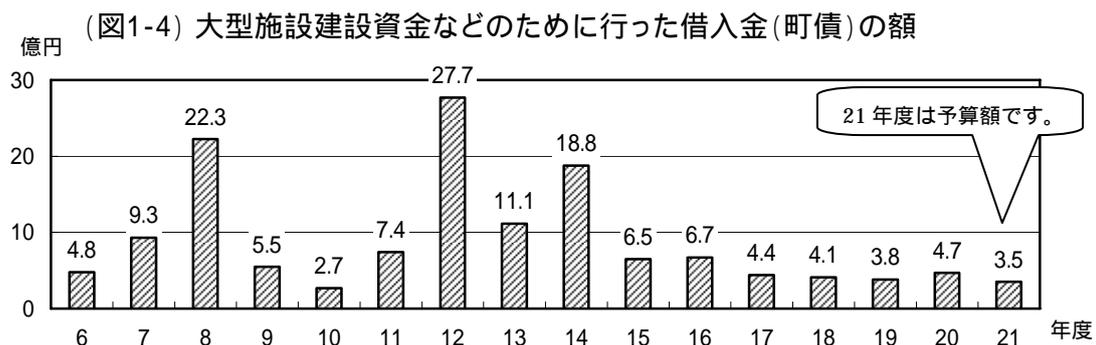
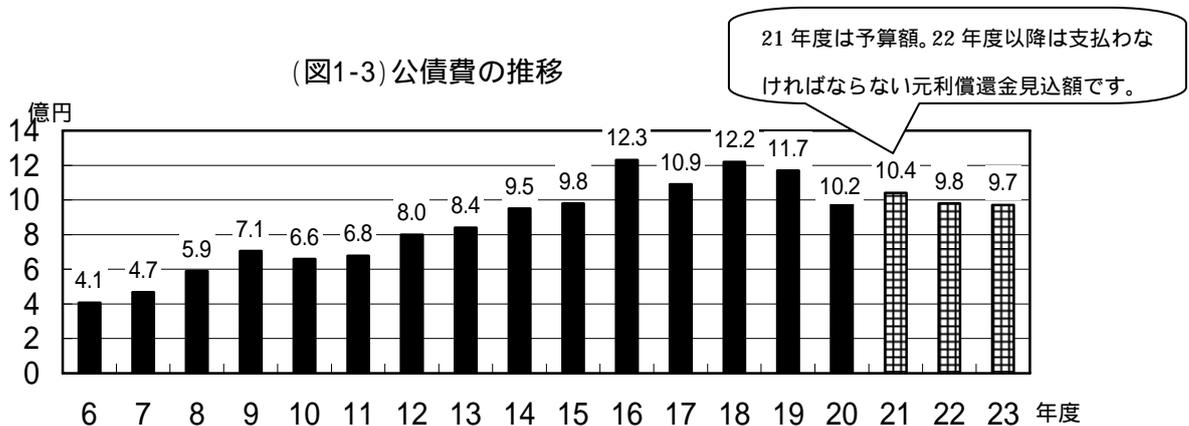
このうち公債費については平成18年度にピークを迎え、起債借入額の抑制により減少していくものの(次ページ図1-3参照)、今後も町税収入などの増収を見込むことは大変難しく、財政の硬直化は、依然として続くことが推測されます。

(3) 財政硬直化の要因

ア 施設建設などのための借入金償還金（公債費）の増加

新しい施設建設の資金については、将来利用する町民からも応分の負担をお願いする考え方から、借入金（町債）をして10年から20年の期間で返済しています。

公債費とは、これら町債の元金及び利子の償還費（返済に充てる経費）のことで、箱根町では、大型施設の建設のための資金として、また、財源不足を補う（減税補てん債や臨時財政対策債）ための借入れを行ったため、公債費が大幅に増加しましたが、財政再建プランにより起債借り入れ限度額を設定したことにより、平成18年度をピークとして、今後は徐々に減少していく予定です。（平成16年度は、1億8千40万円の減税補てん債の借換債を含むため、実質的な公債費のピークは、平成18年度となります。）



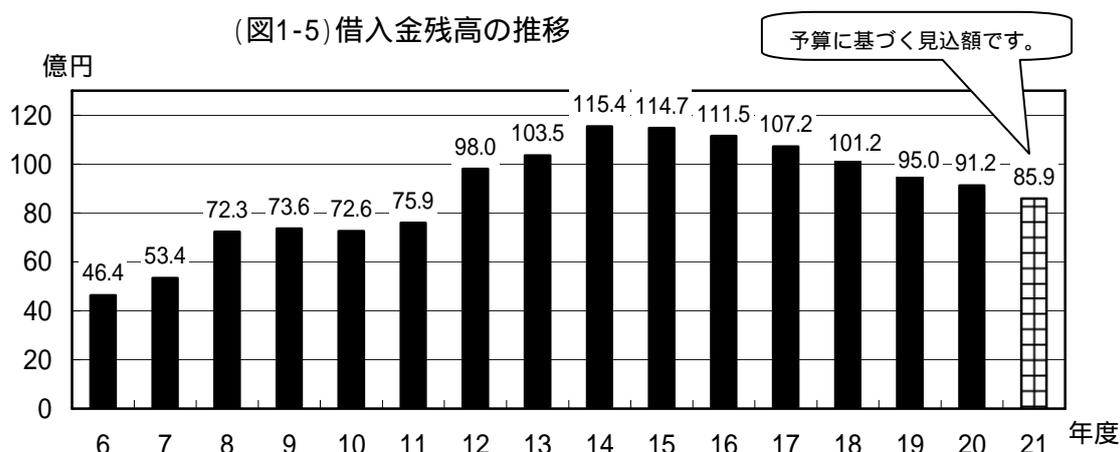
- * 主な施設 総合体育館（H6～8）、一般廃棄物最終処分場（H7～8）
 宮城野町営住宅（H8～10）、庁舎耐震化（H11～12）
 消防庁舎・湯本大橋耐震化（H12）、東光庵・さくら館（H11～13）
 第2一般廃棄物最終処分場（H12～14）、箱根関跡（H12～18）
 仙石原幼児学園（H13～14）、山崎集会所（H14）

学校統合推進事業（H19）、湯本幼児学園（H20）

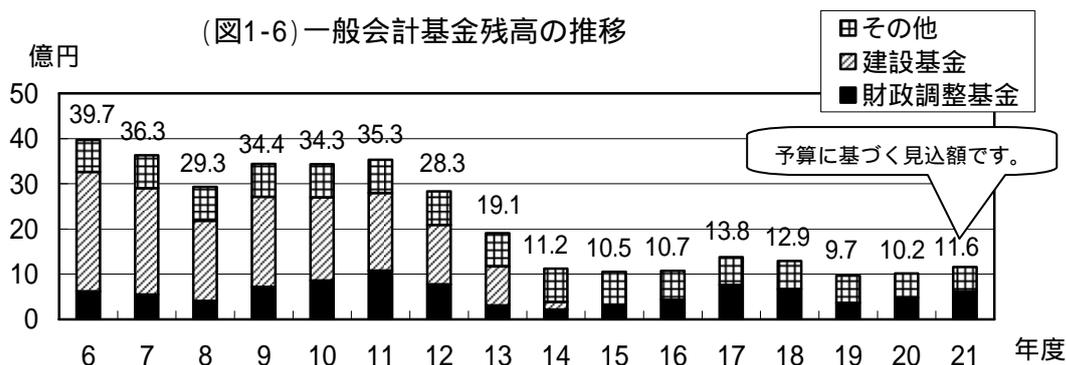
【その他借入金】 減税補てん債（H6～18）、臨時財政対策債（H15～）

（図1-5）は、各年度末の借入金残高の状況です。大型施設建設事業の実施のための資金を必要としたことにより、平成13年度末には借入金残高が100億円を超えましたが、平成21年度末には86億円を下回る見込みとなりました。

今後も、毎年度の借入額を抑制し、借入金の残高を減少させ、公債費の削減に努めなければなりません。



また、事業資金としては、借入金以外にも財源として基金繰入れ（貯金の取り崩し）も行ってきました。その結果、借入金とは反対に（図1-6）のとおり残高が少なくなってきました。



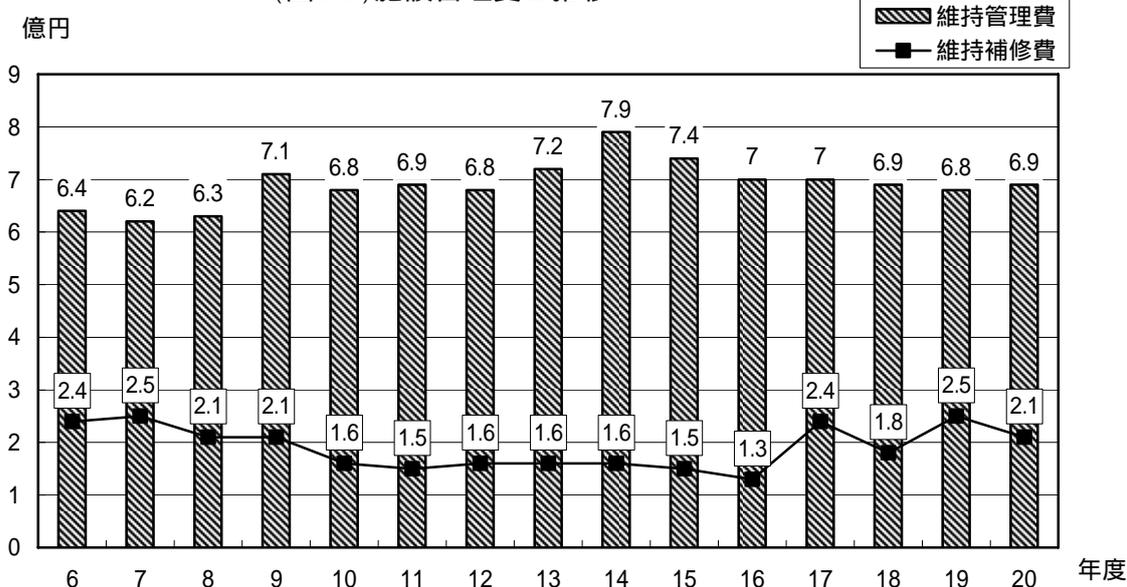
イ 公共施設建設に伴う施設管理費の増加

(図1-7)は、近年の公共施設の維持管理費の状況です。

各種の行政需要に対応し施設建設を進め、平成3年度 役場分庁舎、森のふれあい館、平成4年度 ごみ・粗大ごみ処理施設、平成8年度 総合体育館、平成12年度 消防庁舎、平成13年度 総合保健福祉センター、平成14年度 仙石原幼児学園、平成19年度 箱根中学校給食室、平成20年度 湯本幼児学園など、新しい施設の建設とともに、管理費は大きく増加していますが、徹底した経費節減によりその抑制に努めています。

しかし今後は、老朽化が進む施設の大規模な改修にかかる費用などが維持管理費増加の要因となります。

(図1-7)施設管理費の推移



平成20年度決算における主な施設の管理費(人件費・大規模改修費等は除く)

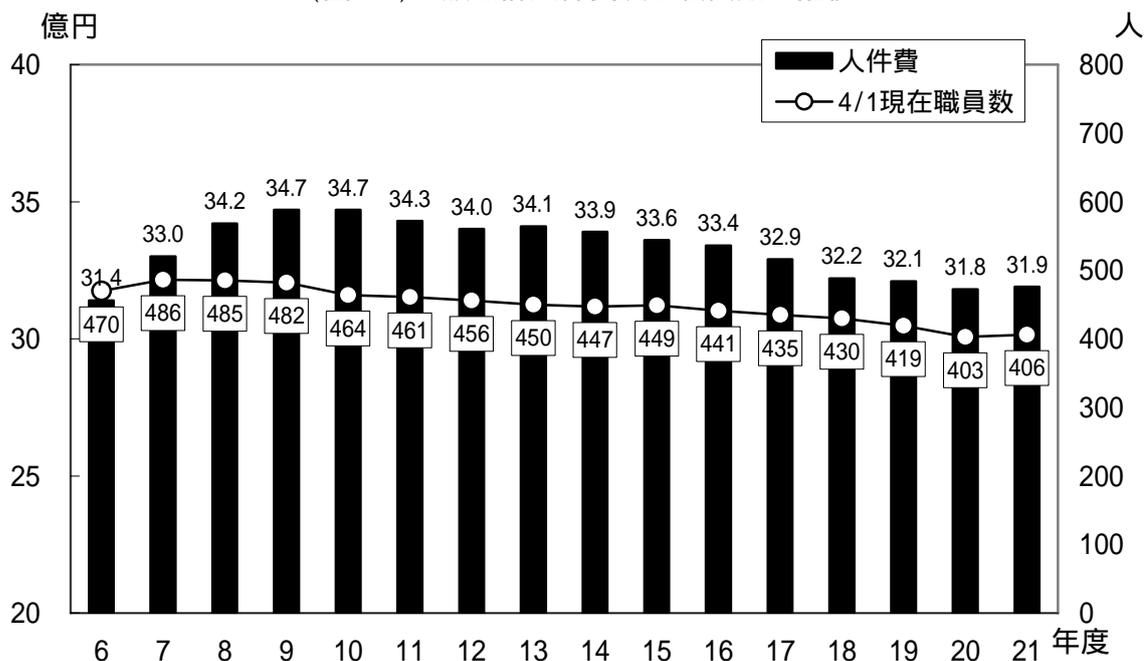
- ・ごみ・粗大ごみ処理施設 2億100万円、し尿処理施設 5,700万円
(ごみ・粗大ごみ施設は、この他に毎年約1億円前後の大規模改修費がかかっています)
- ・本庁舎・分庁舎 4,000万円、消防庁舎(署・所含む) 2,500万円
- ・やまなみ荘 2,200万円、さくら館 1億700万円
- ・森のふれあい館 1,300万円、公園 2,000万円
- ・3小1中学校(校舎整備等除く) 6,300万円、幼稚園・保育園 1,300万円
- ・総合体育館 4,500万円、公民館 2,700万円、郷土資料館 1,800万円
- ・箱根関所 700万円(18年度～)・旧学校施設 1,500万円(20年度～)

ウ 人件費の増加

人件費の基礎となる職員数について、増大する行政需要（幼児学園をはじめとする新たな公共施設建設、消防分遣所での救急業務の開始、後期高齢者医療制度の創設などの国の社会保障制度の変更など）に応えるための増員を図ってきた結果、平成7年度に過去最大の職員数となり、これに伴い人件費は増加しましたが、平成8年度以降は順次職員数を削減するとともに、組織の改編や事務処理の合理化、各種手当の見直しなどによって人件費の抑制に努めてきました。

しかし、共済組合への負担金の増額や長期勤続年数の退職者の増加に伴う退職金（町は退職手当組合への負担金）の増額など、間接的な人件費が急速に増えているため、退職者数の1/2以下の補充や議員や特別職の期末手当の削減や地域手当の削減などにより、人件費の抑制に努めています。

(図1-8)一般会計人件費及び職員数の推移



(4) その他町財政に影響を及ぼす要因

ア 特別会計への繰出金

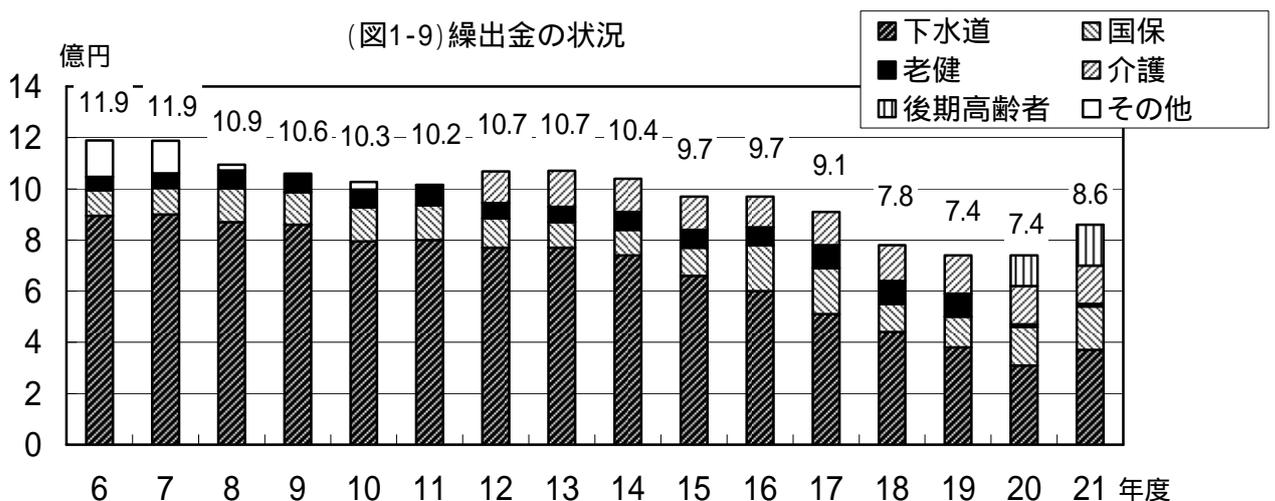
地方公共団体の会計は、行政運営の基本的な経理を行う会計（一般会計）のほか、特定の事業目的のために、一般会計とは別に経理を行うための会計（特別会計）を設置しています。

箱根町では、国民健康保険特別会計ほか 10 特別会計（その他に 1 企業会計（水道事業））を設置して会計を区分し、独立採算を基本としています。

繰出しとは、一般会計と特別会計または特別会計相互間の予算の充用の方法です。例えば、特別会計の歳入の不足を補うための一般会計からの繰出し、また、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計に対し制度的に行う一般会計からの繰出金、あるいは特別会計の収益事業等に剰余を生じた場合に一般会計に繰出す場合などがあります。

箱根町では、毎年、一般会計から下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計（平成 12 年度～）、後期高齢者医療特別会計（平成 20 年度～）などに繰出しを行い、平成 14 年度までは総額で 10 億円以上を支出していましたが、各特別会計においても一般会計と同様、経費節減や効率的な会計運営に努めた結果、平成 20 年度には、繰出金総額は 7 億 3,500 万円となっています。

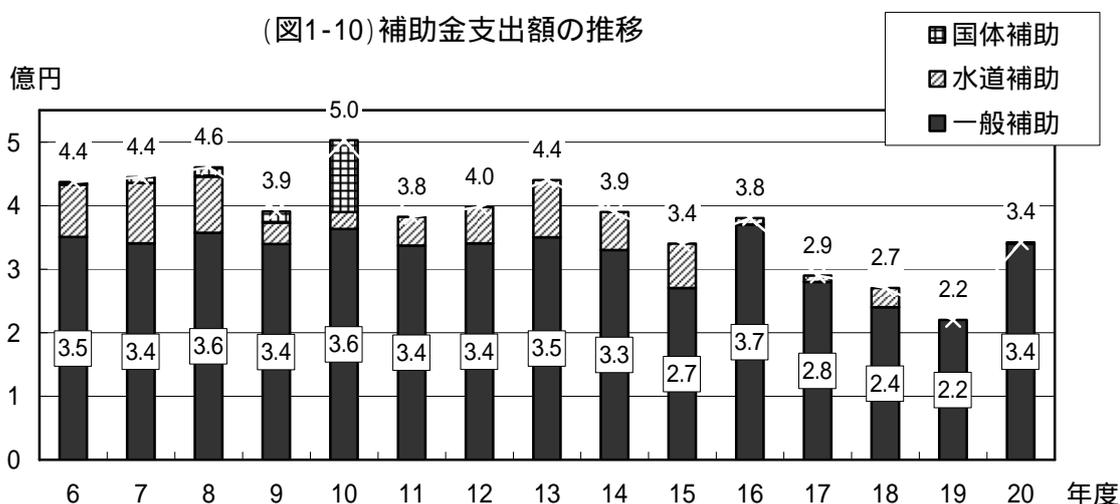
特に、下水道事業特別会計においては、平成 17 年度から資本費平準化債を借り入れることにより、一般会計からの繰出金を減少させましたが、借入金の増により特別会計の公債費は増加しました。



イ 補助金

地方自治法の規定により地方公共団体は、公益上必要がある場合において寄付または補助をすることができる定められ、箱根町でも、自治活動の育成から福祉増進、産業振興また文化・教育の助成など広い分野にわたり各種の補助金や負担金、交付金を支出しています。

地方自治法の補助をすることができる規定の趣旨は、地方公共団体の財力に余裕があり、かつ助成することにより当該自治体の公益を増進させるものであるとされています。近年の状況を見ると補助制度の見直しを行った結果、(図 1-10)のように減少傾向にあります。補助金の支出は財政硬直化の要因となることから、補助制度の適正な運営はもちろん、今後は恒常化した補助金の見直しなどに取り組まなくてはなりません。



平成 20 年度は「箱根湯本ターミナル整備補助金」94,235 千円のため増となっているもの

箱根町では次の三区分に分類して執行状況を管理していますが、平成 16 年度から、補助区分・補助目的を明確化し、事業補助を主体とする補助制度への見直しを行っています。

- 1) 事業補助 各種団体等の行う施設建設や改修、また特定事業などの実施経費に対する補助
- 2) 個人補助 利子補給や交通費補助、奨励補助など町民個人等に対する補助
- 3) その他補助 公益上町長が特に必要と認めた事業に対する補助

(表 1-1) 平成 20 年度補助金交付状況

区分	件数	交付額
事業補助	73 件	2 億 1,587 万円
個人補助	14 件	8,373 万円
その他補助	4 件	3,928 万円
計	91 件	3 億 3,888 万円

ウ 土地開発公社について

土地開発公社は、町が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成、その他の管理等を行わせるために設立したもので、町に代わって必要とする土地を先行取得することを目的とします。

公社の業務は銀行からの借入資金によって運営されており、過去に取得した土地の地価の下落、及び事業計画の遅延のためにいわゆる不良資産となっています。

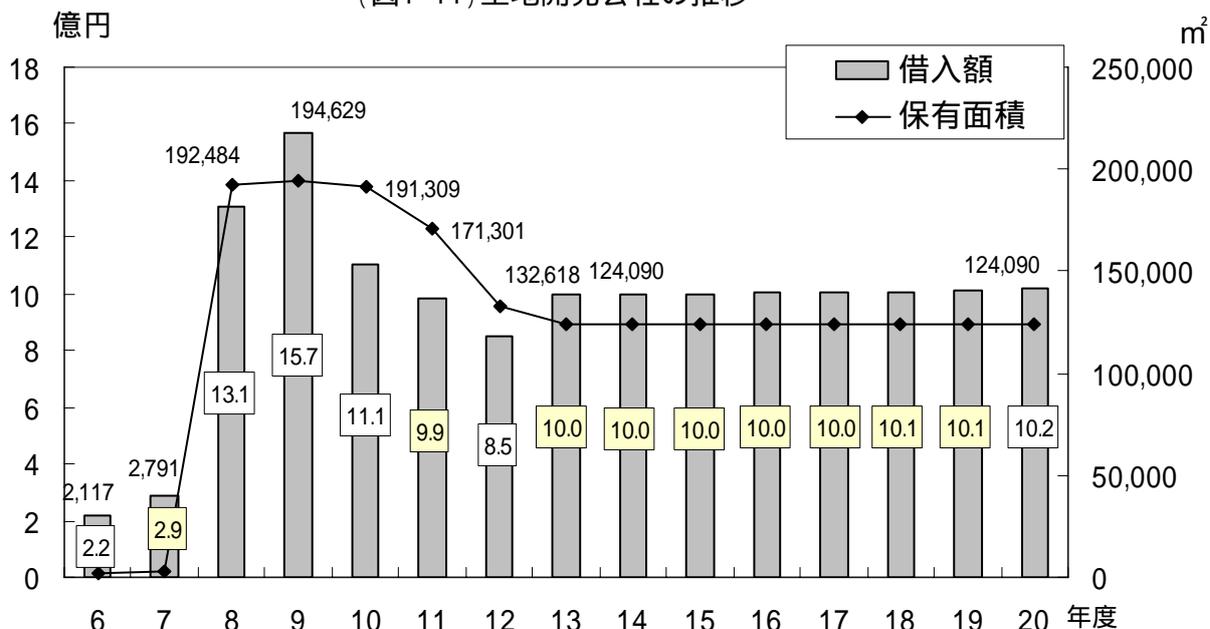
平成20年度の1年間の支払利息をみても897万円となり、今後も公社が土地を保有し、借り入れを続けていくことで利子負担が増加するものです。

平成21年3月末現在の公社の借入金残高は10億2千92万円。その内10年以上保有している「塩漬け土地」の借入金残高は6億2千万円となります。これらの借入金は、全て町の債務保証の下に行われています。

現在は、これらの負担の解消のために、複数の金融機関を比較し最も有利な条件で借入を行っておりますが、いずれにしても町が買い戻しをしない限りは処分が出来ないことから、金利負担の抑制のためにも早期の処分を行うための対策が必要となります。

町としても、速やかな買い戻しを行うこととしたいところですが、現在の財政状況が厳しいことから買い戻しは進んでいない状況です。しかしながら、土地開発公社にかかる問題は、町の負の財産として解決すべき大きな問題であります。

(図1-11) 土地開発公社の推移



(5) 今後の財政見通し（事業費充当一般財源）

今までの状況を踏まえ、今後の財政見通しを町の予算編成の方法に基づき、一般会計の経常収入・経常支出、及び差し引き事業費充当一般財源額を推計すると、（表 1-2）となる見込みです。

平成 16 年度以降、経常経費の削減や事業費の見直しなど厳しい財政状況のなか予算編成を行い、数回の財政調整基金の取り崩しを行い、事務事業を実施してきましたが、今後は各基金の残高が少なく（表 1-3）財源として見込むことができない状況であるため、今後の事業の実施については、予定通り実施することが難しい状況といえます。

（表 1-2） 予算額（H20～21）・推計額（H22～26） 単位：億円

年 度		20	21	22	23	24	25	26
歳入	町税	66.2	65.6	65.4	65.5	64.5	64.7	65.2
	その他	14.5	15.0	11.7	11.7	11.7	12.0	11.7
	うち臨時財政対策債	1.5	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち財調基金繰入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	80.7	80.6	77.1	77.2	76.2	76.7	76.9
支出	人件費	32.3	31.9	32.0	32.1	31.9	31.9	31.3
	経常経費	18.7	20.2	20.1	20.3	20.4	20.6	20.4
	公債費	10.2	10.5	9.8	9.7	9.5	9.6	9.7
	計	61.2	62.6	61.9	62.1	61.8	62.1	61.4
事業費充当一般財源		19.5	18.0	15.2	15.1	14.4	14.6	15.5

（平成 21 年 6 月推計）

（表 1-3）平成 20 年度末基金残高

（単位：億円）

財政調整基金	4.8
災害支援基金	2.5
資源保全基金	1.3
社会福祉基金	0.3
国際交流基金	0.9
町有林整備	0.2
褒章及び表彰基金	0.2
合 計	10.2

建設基金を廃止して、財政調整基金に一本化しました。（平成 15 年度～）

宿泊者災害見舞基金は、内容を見直し、「災害支援基金」として活用することとしています。（平成 16 年度～）

2 財政再建プランの検証

平成 16 年 8 月に策定した「財政再建プラン」は、財政再建へ向け、次の 8 つの目標を設定しました。

この計画は、平成 20 年度をその推進期間の最終年度としており、推進期間終了後の目標の達成度について検証しました。

なお、達成度は、達成を『 』 未達成を『 』と表示しています。

財政再建化プラン 8つの目標

目標 1 : 経常収支比率 (平成 20 年度末) 80%以下

目標 2 : 人件費比率 (平成 20 年度末): 30%以下

目標 3 : 新規採用職員 : 退職者の 1 / 2 以内 (5 年間で 20 名以内)

目標 4 : 公債費比率 (平成 20 年度末): 15%以内

目標 5 : 毎年度起債額 : 5 億円以内

目標 6 : 財政調整基金に毎年 5,000 万円積み立て

目標 7 : 町税徴収率 : 90%以上

目標 8 : 一般会計から特別会計への繰出金総額 (毎年度): 9 億円以内

目標 1 : 経常収支比率 (平成 20 年度末) 80 % 以下

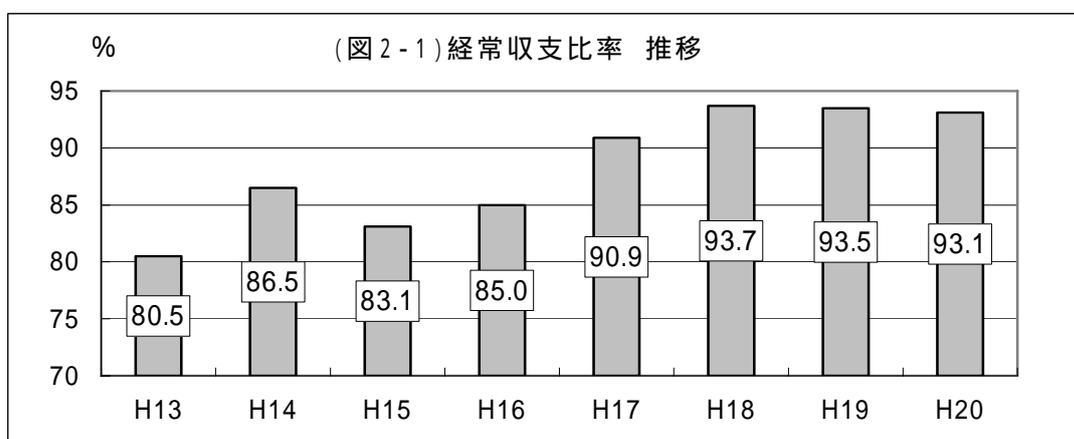
	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値(%)	85.0	90.9	93.7	93.5	93.1

経常収支比率は、家計でいえば食費や光熱水費、家のローンや教育費にあたります。いずれも必要不可欠なもので、これら生活に必要な経費がなかなか削減できない中で、収入が減少することによりその占める割合は大きくなります。

本推進期間においては、人件費や公債費は計画的な削減を行い、また、補助費についても補助制度の見直しにより削減しましたが、一方で新たな住民サービス(小児医療費助成事業の制度拡大、弥坂湯の運営、子育て支援事業の実施、在宅重度障がい者等支援事業の制度拡大、小中学校統廃合によるスクールバス運行や中学校給食の開始など)を実施したことにより物件費や扶助費、維持補修費は増加し経常的経費全体の削減が進みませんでした。

一方、歳入面では地価の下落や景気低迷の影響により、町税や各種交付金等の経常的な収入が大幅に減っていることが大きく影響し、平成 18 年度決算ではピークの 93.7% となり、その後は若干の改善が見られ平成 20 年度決算では 93.1% とわずかに減少しましたが、目標値から大きくかけ離れたものとなってしまい、財政の硬直化が進む一方といえます。

このため、今後も引続き健全な財政運営のため、経常的支出の抑制に向けた既成制度の見直しや、効率的な体制づくりに取り組み、より一層の経費の削減に努める必要があります。



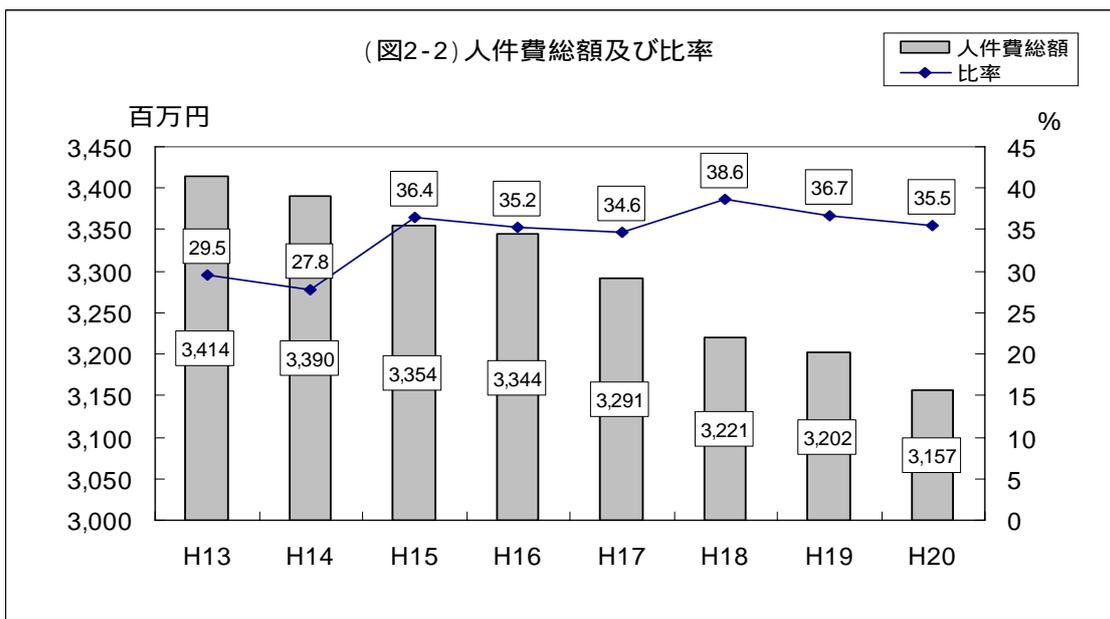
目標 2 : 人件費比率 (平成 20 年度末) : 30 % 以下

	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値(%)	35.2	34.6	38.6	36.7	35.5

人件費は、公債費や扶助費と同じく経常的経費であり、これらの中でも支出に占める割合が最も大きいものです。

そこで、議員や特別職の期末手当の削減や特別職及び一般職の地域手当の削減、さらには、目標 3 にも掲げている新規採用職員の抑制などを行い、平成 15 年度決算の 33 億 5,400 万円から平成 20 年度決算 31 億 5,700 万円と 1 億 9,700 万円削減しているものです。

しかしながら、当町は人口約 1 万 3 千人の規模に対し、消防やごみ処理施設など観光地としての特性から必要とする職員数が多いことに加えて、歳入額の減少による予算総額の減少に伴い、歳出総額も平成 15 年度決算に比べて 3 億 2 千 7 百万円減少していることにより、歳出総額における人件費の占める割合である「人件費比率」は、平成 15 年度決算では、36.4%であったものが、平成 20 年度決算では 35.5%と約 1%減少していますが、依然として県内で一番高い数値であり、目標数値には及ばないため、今後もより一層人件費の削減に努める必要があります。

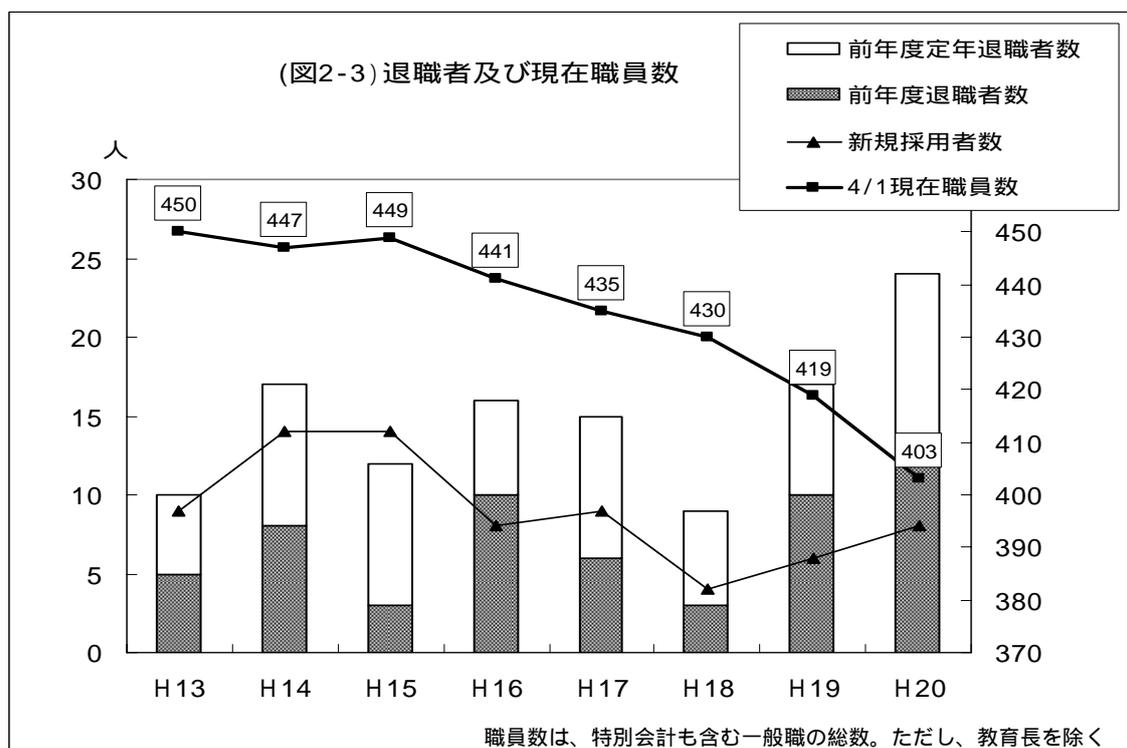


目標 3 : 新規採用職員 : 退職者の 1 / 2 以内 (5 年間で 2 0 名以内)

	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
達成度					
前年度退職者数	16	15	9	17	24
新規採用者数	8	9	4	6	8
増減	8	6	5	11	16

人件費削減の取組みの一つとして新規採用職員を前年度退職者数の 1 / 2 以内とし、実際には普通退職者もいたことから、平成 15 年度の職員数 4 4 9 名が、平成 20 年度には 4 0 3 名となり、平成 1 5 年度に比べ 4 6 名の削減を行いました。

しかしながら、本推進期間内に職員の約 1 割を削減しても、なお依然として目標 2 の人件費比率が高いことから、さらなる職員の削減に取り組んでいく必要がありますが、一方では、新たな政策課題や多様化する住民ニーズ、さらには危機管理等の緊急課題への対応が求められているため、業務の実態を踏まえた柔軟で弾力的な組織へと見直しを行っていく必要があります。

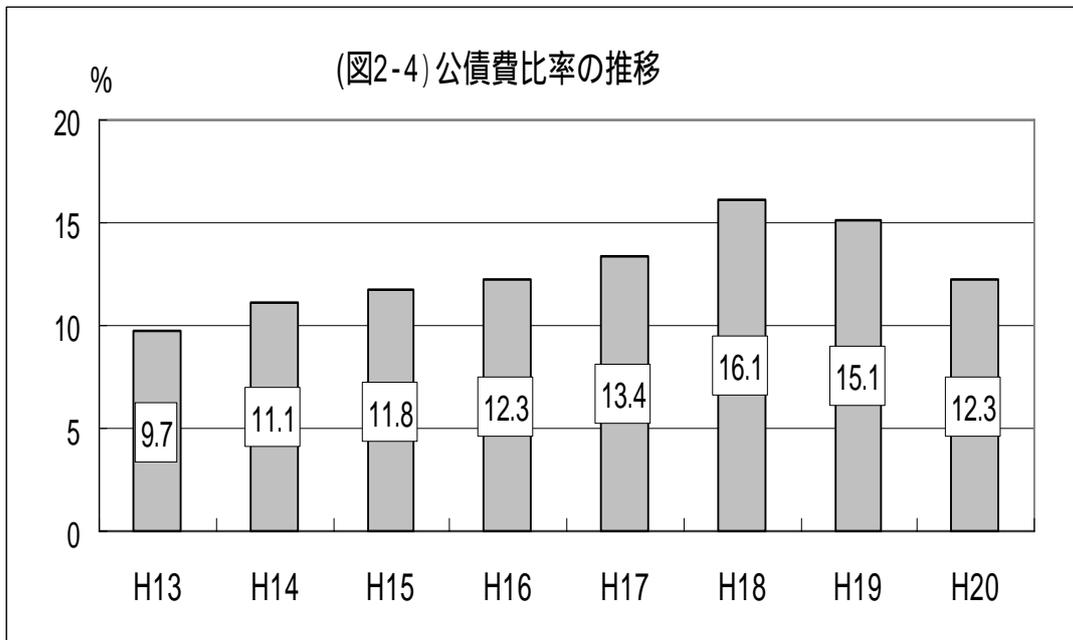


目標4：公債費比率（平成20年度末）：15%以内

	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値(%)	12.3	13.4	16.1	15.1	12.3

平成15年度決算の11.8に対し、平成18年度決算では16.1、平成19年度決算では15.1と目標値を上回りましたが、平成20年度決算では12.3と目標値を下回りました。また、支出額においても、平成15年度決算の9億7,700万円から平成18年度決算の12億2,000万円をピークとし、平成20年度決算では10億1,600万円となりました。

起債については5億円を借り入れの上限としていることにより、平成18年度ピークとして今後減少していくものですが、今後も大型建設事業実施のために借り入れた借入金の返済金（公債費）としてしばらくの間、毎年9～10億円前後の額を返済しなければならないことから、借入額の抑制により公債費の増加はしないものの、公債費比率が平成20年度決算の数値から大きく減とはならない見込みであります。

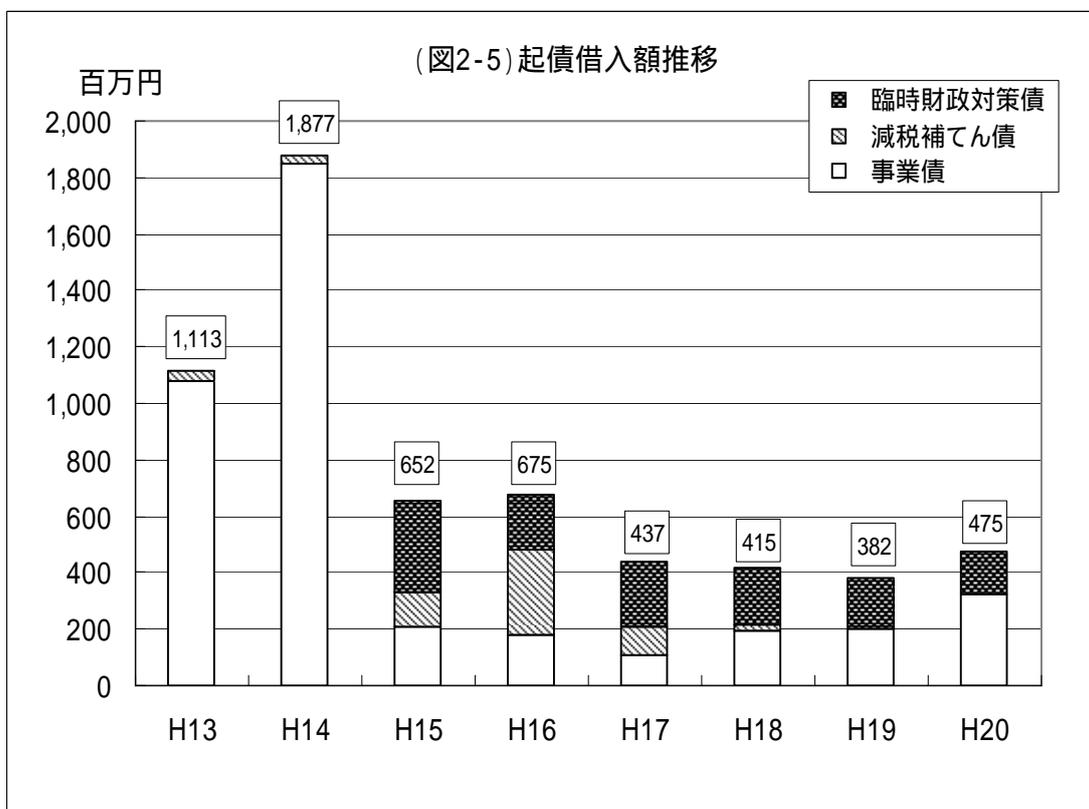


目標 5 : 毎年度起債額 : 5 億円以内

	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値 (百万円)	675	437	415	382	475

公債残高を減少させるために最も有効な手段は、毎年度の起債を抑制することです。そのため、予算編成において上限額を決め、その範囲内で借入れを実施し、平成 17 年度から本目標については毎年度達成してきました。

これにより、平成 18 年度をピークとして、今後は公債費が徐々に減少していく見込みではありますが、平成 20 年度末の借入金残高が約 9.1 億円と平成 20 年度一般会計歳入決算額 9.0 億円よりも多いことから、今後も起債額の抑制を図り、公債残高を減少していく必要があります。



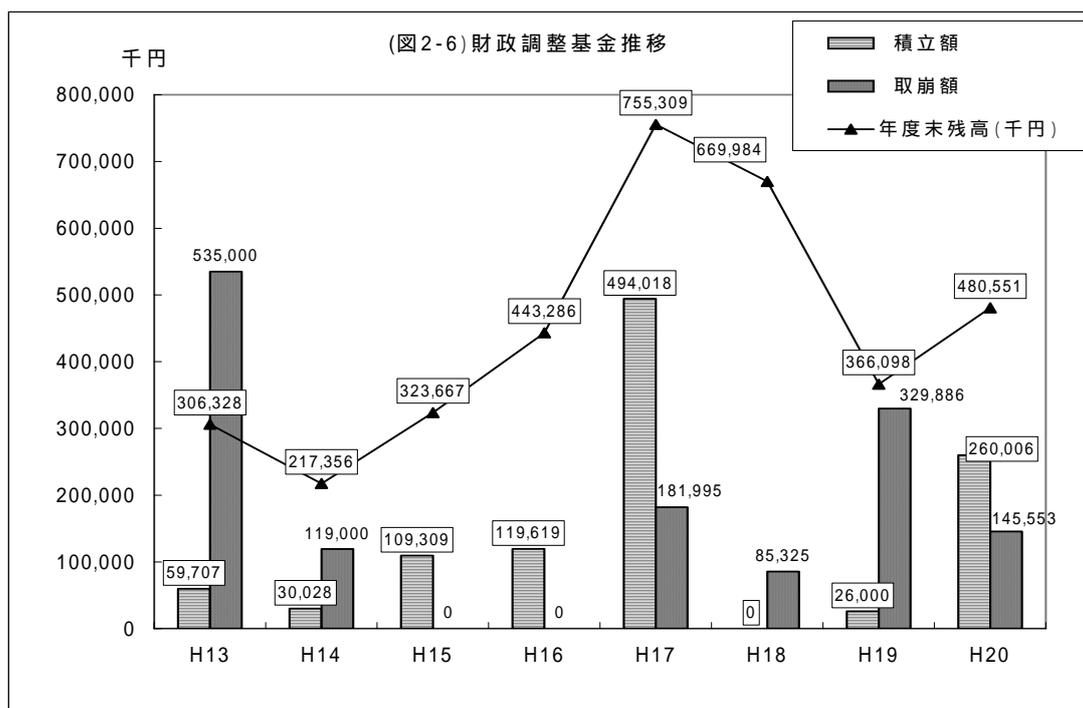
目標 6：財政調整基金に毎年 5,000 万円積み立て

	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値 (百万円)	120	494	0	26	260

社会経済情勢の悪化や、緊急に多額の財源を要する場合などのために、財政調整基金を設置していますが、長期にわたる不況により、財源確保のための取り崩しが続き、平成 14 年度末にはこの残高が約 2 億 2,000 万円となりました。平成 15 年度には建設基金などの基金の見直し・統廃合を行い、財政調整基金の残高は約 3 億 2,000 万円となりました。

その後、本推進期間の平成 16 年度から 20 年度まで 7 億 4,300 万円の取り崩しを行いました。一方、9 億円を積み立てることができたため、平成 20 年度末残高は約 4 億 8,000 万円と 5 年間で 1 億 6,000 万円の増となりましたが、最終的には平成 20 年度末の残高目標の 6 億円は達成できませんでした。

緊急時の対応としての残高としては、依然として不足していることから、今後も基金残高の増に向けて努力していく必要があります。

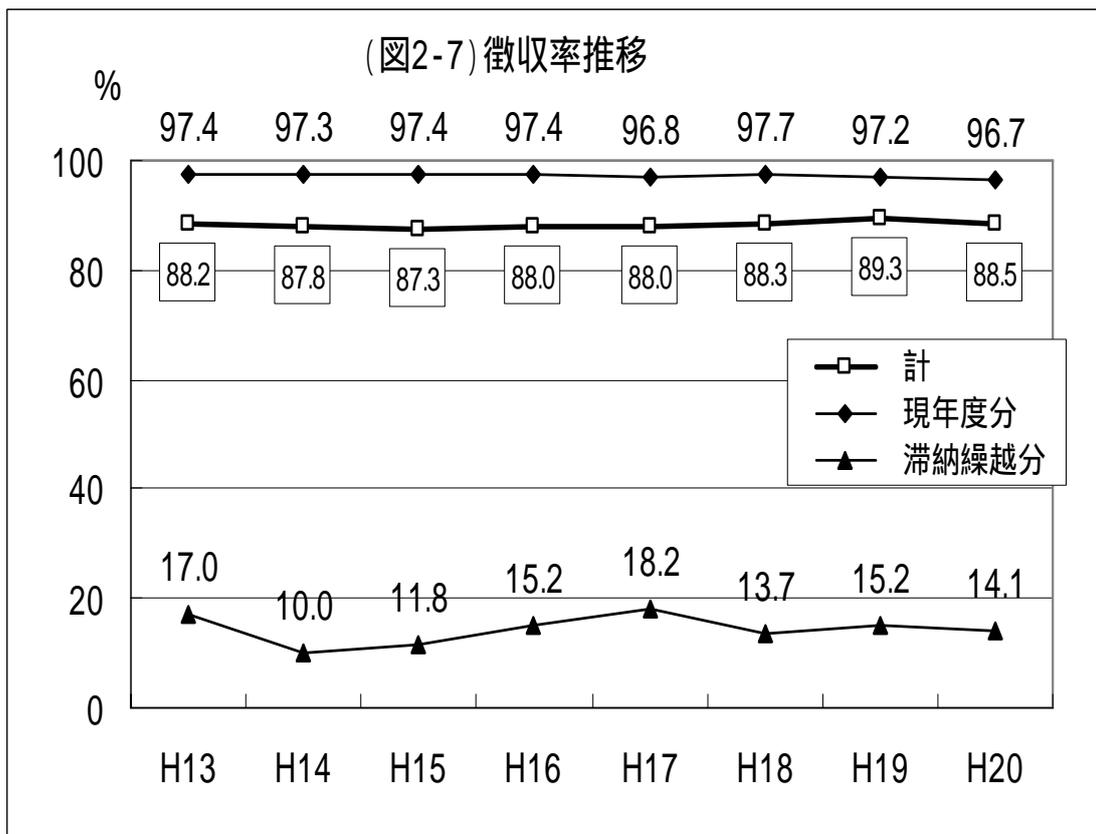


目標 7 : 町税徴収率 : 90%以上

	H16	H17	H18	H19	H20
達成度					
数値(%)	88.0	88.0	88.3	89.3	88.5

平成 20 年度決算において町税収入は一般会計の歳入総額の 70%以上を占め、自主財源の根幹であります。

平成 20 年度の徴収率は、88.5%と目標には届かないものの、重要な町の財源確保のために、平成 17 年度にはコンビニ収納を開始するなど納税者の利便性の向上や納税環境の向上に努める一方、税の公平性を確保するために、滞納者へは厳正な対応にあたることとし、徴収率 90%以上を今後も目標として努力していく必要があります。



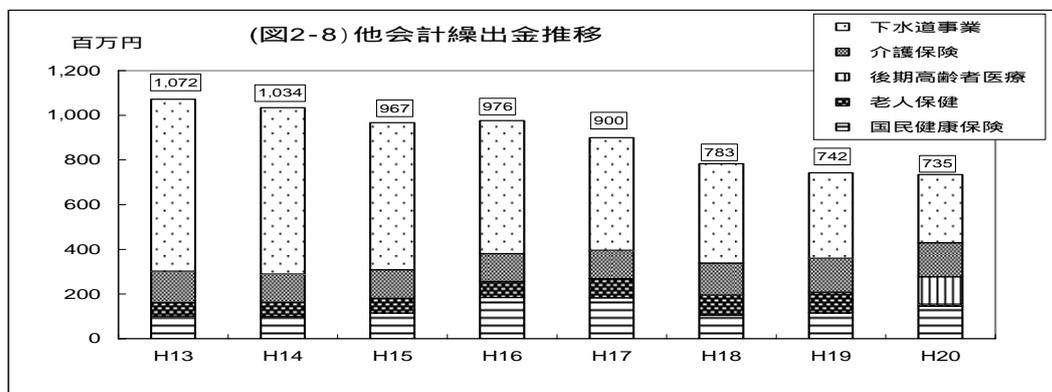
目標 8 : 一般会計から特別会計への繰出金総額 (毎年度): 9 億円以内

		H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
達成度						
数値 (百万円)	計	976	900	783	742	735
	下水	595	504	444	382	305
	国保	185	183	105	116	146
	介護	124	127	144	152	153
	老人	72	86	90	92	9
	後期	-	-	-	-	122

町予算の基本である一般会計から国民健康保険や下水道事業などの特別会計に対して、毎年度、多くの繰出金を支出しています。その大部分は法律上、義務的に負担しなければならない、いわゆる基準内の繰り出しにかかる金額ですが、財政支援としての繰り出しも含まれています。

それぞれの特別会計においては、一般会計と同様、受益と負担の適正化や徴収率の向上などによる歳入確保に努めるとともに、事務的経費の節減などに努めながら効率的な特別会計の運営にあたることに努めています。

平成 20 年度決算においても一般会計からの繰出金の総額は 7 億 3 千 5 0 0 万円となり、9 億円以内とする目標を達成していますが、下水道の第 3 号公共下水道の整備の開始や平成 20 年度から始まった後期高齢者医療特別会計への繰り出しなど、国の社会保障制度の変革に伴い一般会計へ大きな影響を与える繰出金の今後の動向に留意していきます。



財政再建プラン検証結果（まとめ）

目標1から8までの年度別達成状況をまとめるとともに、財政再建プランによる歳入増加又は歳出削減の効果額を算定した結果は、以下のとおりです。

達成度については平成16年度の37.5%から最終年度の平成20年度には62.5%と目標を達成した項目が増えているものです。

また、各目標の実施による歳入増加及び歳出削減効果額を算出したところ、合計5億4,100万円となりました。あわせて、起債残高などの将来負担額の削減効果額は23億4,000万円となりました。

単位：百万円

目標	達成状況					歳入増加or 歳出削減額
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
目標1 経常収支比率 :80%以下						
目標2 人件費比率 :30%以下						
目標3 新規採用者 :退職者の1/2以内						468
目標4 公債費比率 :15%以内						
目標5 毎年度起債額 :5億円以内						130
目標6 財政調整基金 :毎年5,000万円積立						157
目標7 町税徴収率 :90%以上						578
目標8 特別会計への繰出金 :9億円以内						364
達成率	37.5%	50.0%	37.5%	37.5%	62.5%	



5年間の歳入増加・歳出削減効果額	541百万円
------------------	--------

(参考) 5年間の将来負担額削減額	23.4億円
-------------------	--------

3 財政健全化の基本的な考え方

(1) 財政健全化の目的

多様な町民ニーズに応え、箱根町の持つすばらしい資源を生かした個性あるまちづくりを推進するため、硬直化した財政状況を打破し、弾力的な財政体質を確立するとともに、中長期的に安定した財政運営を可能とするため、身の丈にあった財政規模を実現することを目的とします。

(2) 基本的視点

財政健全化にあたっては、次の基本的視点に立って取り組みます。

税収入をはじめ歳入の大幅な伸びは望めないという認識に立つ。
最少の経費で最大の効果を実現することを目指す。
町の施策範囲、水準を見直す。
国・県の仕組や制度の改正を求める。

(3) 推進期間

依然として厳しい町の財政状況の改善を図るため、本プランは、平成22年度から平成26年度までの5年間を推進期間とし、財政健全化に取り組むこととします。

(4) 数値目標

財政健全化にあたっては、数値目標として以下の4つの財政指標を用いることとし、財政再建プランの検証結果や当町の特性を踏まえて、5年後に目指す目標値を設定します。

また、あわせて一般的に適正といわれる数値や県内市町村の平均以下の数値を健全化の目安とし、将来的にはその数値以下となるよう努めていきます。

項目	現在の数値 (20年度決算)	5年後目標値 (26年度目標)	健全化の目安
経常収支比率	93.1%	90%以下	80%以下
人件費比率	35.5%	33%以下	30%以下
実質公債費比率	10.4%	10%以下	8.7%以下
将来負担比率	146.2%	110%以下	98%以下

(5) 推進体制

財政健全化で取り組むべき事項を重点化し、予算編成から全庁的に取り組むこととします。

(6) 過去の財政対策の内容

平成6年度からの予算編成時における大まかな編成方針は次のとおりです。
また、平成17年度の予算編成から「財政再建プラン」を基に予算編成を行っています。

< 経常経費 >

(平成6～15年度) 前年度比 5%

(平成16年度) 前年度比 20%

(平成17～19年度) 前年度比 5%

(平成18年度) 要求限度額設定

(平成20年度) 前年度比 8%

(平成21年度) 前年度比 5%

【個別項目】

・人件費

(平成17年度) 期末手当削減：議会議員 10%

町長 50%

助役・収入役・教育長 30%

調整手当削減：特別職 10% 5%

〔支給率〕 職員 10% 7～5%

(平成18年度) 期末手当削減：平成17年度に同じ

地域手当削減：特別職・職員 3%

〔支給率 条例 10%〕

(平成19～21年度) 期末手当削減：議会議員 10%

町長 50%

副町長 15%

教育長 10%

地域手当：3% (支給率 条例 3%)

・手数料、委託料

平成 6 年度 前年度実績 + 4%以内

平成 7 年度～平成 8 年度 前年度実績 + 3%以内

平成 9 年度 前年度実績 + 2.8%以内

平成 10 年度 前年度実績 + 3%以内

平成 11 年度～平成 14 年度 前年度実績以内

平成 15 年度 前年度比 2%

平成 16 年度～平成 20 年度 前年度実績以内

・旅費

(平成 11 年度) 日当改定

(平成 13 年度) 日当廃止

・補助金

(平成 11 年度) 前年度比 5%

(平成 18 年度) 運営補助廃止

<事業費>

(平成 10～15 年度) 前年度比 5%

(平成 16 年度) 総合計画後期実施計画を基に、事業費の枠配分

(平成 18 年度) 事業費予算見積一般財源配分

(平成 19 年度) 前年予算計上額の 80%以内

4 財政健全化に向けた6つの目標

本プランは、町財政の状況と今後の見通しを踏まえた上で財政健全化に向けた5年後の数値目標を設定しましたが、この数値目標を達成するために、町が取り組むべき具体的目標を定めるとともに、効果的かつ計画的に推進するための方策を示すこととします。

基本的には、平成16年度に定めた「財政再建プラン」の8つの目標のうち、前述の検証結果をもとに今後も財政の健全化に必要な目標については継続するとともに一部目標の見直しを行い、次の6つの具体的目標を設定します。

財政健全化に向けた 6つの目標

目標1 毎年度の経常的経費（当初予算 - 物件費）：19億円以内

目標2 職員数の削減：5年間で25人以上

目標3 毎年度特別会計への繰出金総額：9億円以内

目標4 毎年度起債額：5億円以内（5年総額25億円以内）

目標5 町税・各種使用料等の徴収率：90%以上

目標6 毎年度の財政調整基金の積立：5,000万円以上

目標 1 毎年度の経常的経費（当初予算 - 物件費）：19億円以内

平成 21 年度予算において公債費、人件費及び財政調整基金積立金を除く経常的経費当初予算額は、19億5,400万円でした。

物件費などの経常経費については、平成 6 年度から毎年 5 % 以上の削減により予算編成を行っていることから、これ以上の経常経費削減は困難であり、施設の運営にも影響があるという声も聞きますが、さらなる事務効率の見直しはもちろん、現行施設の閉鎖なども含めたあらゆる方法で経費の節減を図り、経常経費当初予算額が 19 億円を下回ることを目標とします。

目標 2 職員数の削減：5 年間で 25 人以上

前プランにより職員総数は大幅に削減し、決算額も減となっているものの、人件費比率については歳入額の減少による予算総額の減少に伴い、依然として 35 % を超えている状況となっています。

また、人件費は予算額の中で最も大きな割合を占め、ともすれば財政硬直化の大きな要因となるもので、健全な財政運営を目指すために引き続きその削減に努力していかなくてはなりません。

このため、人件費においては業務の複雑化や業務量の増加、さらには今後、団塊の世代の退職による退職手当組合への負担金の増が見込まれ、増加することが想定されますが、根本的な業務の執行方法の見直し、業務や施設などの統合や廃止、さらに、効率的な組織の改編を人事異動や採用等と併せて実施することにより 5 年間で職員数を 25 人以上削減することを目標とし、人件費の削減に取り組みます。

目標 3 毎年度の特別会計への繰出金総額：9 億円以内

町予算の基本である一般会計から国民健康保険や介護保険、下水道事業などの特別会計に対して、毎年、多額の繰出金の支出をしています。

また、今後は、下水道の第3号公共下水道の整備の開始や平成20年度から始まった後期高齢者医療特別会計への繰り出しなど、国の社会保障制度の変革に伴う繰出金の増も見込まれます。

法律上、義務的に負担しなければならない金額を基準内繰出しといい、これは一般会計が負担しなければならないものですが、それ以外の財政支援的な繰出しについては、個々の特別会計において、受益と負担の適正化や徴収率の向上などによる歳入確保や事務的経費の節減など、効率的で健全な会計運営に向けて努力することにより、出来るだけ減少することが出来ます。そのため、引続き本目標を設定するものです。

目標4 毎年度起債額（一般会計）：5億円以内

公債費を抑制することとは、すなわち起債残高を減少させることです。

したがって、借入金（起債）を抑制する必要がありますので、毎年度の起債額を引続き5億円以内（平成22年度から平成26年度までの5年間の起債総額25億円以内）とします。

目標5 町税・各種使用料等の徴収率：90%以上

町税収入は町の経常的な収入の80～90%を占め、自主財源の根幹であります。

重要な町の財源確保のために、納税者の利便性の向上や納税環境の向上に努める一方、税の公平性を確保するために、滞納者へは厳正な対応にあたることとし、引続き徴収率90%以上を目標とします。特に現年度分は、滞納繰越を増加させないためにも前年度決算以上の徴収率とすることを目標とします。

また、町税だけでなく、一般会計や他の特別会計においても、使用料等について徴収率90%以上となるように努め、さらに、町税同様に現年度分について、前年度の徴収率を超えることを目標とします。

目標 6 毎年度の財政調整基金の積立：5,000万円以上

社会経済情勢の悪化や、緊急に多額の財源を要する場合などのために、財政調整基金を設置していますが、長期にわたる不況により、財源確保のための取り崩しが続き、平成11年度末の残高は10億円を超えていましたが、平成20年度末の残高では、4億8,000万円となってしまいました。

平成20年度は、決算剰余金2億5,800万円を積み立てしましたが、基金の確保は最優先の課題と考えておりますので、今後も同様に決算剰余金の積み立てを行い、一方では、取り崩しは行わないことを前提にして、残高を増やしていくものとします。

財政健全化に向けた6つの目標(まとめ)

財政健全化に向けた6つの具体的目標の実施による歳入増加又は歳出削減の目標額は、以下のとおりです。

これらの各目標を推進することにより5年後には財政指標の改善を目指すものです。

具体的目標

項 目			5年間の目標額
目標1	毎年度の経常的経費(当初予算-物件費)	19億円以内	歳出削減額 3億4,000万円
目標2	職員数の削減	25人以上	歳出削減額 4億円
目標3	毎年度の特別会計への繰出金総額	9億円以内	歳出削減額 6億6,600万円
目標4	毎年度起債額	5億円以内	歳出削減額(公債費) 1億 300万円
			起債残高削減額 16億円以上
目標5	町税・各種使用料の徴収率	90%以上	歳入確保額 7億円
目標6	毎年度の財政調整基金の積立	5,000万円以上	財政調整基金残高 9億円以上

具体的目標実施による5年間の効果目標額

5年間の歳入確保・歳出削減目標額	22億円
5年間の将来負担額 削減目標額	25億円

5年後の財政指標の改善目標

項 目	平成20年度	平成26年度
経常収支比率	93.1%	90%以下
人件費比率	35.5%	33%以下
実質公債費比率	10.4%	10%以下
将来負担比率	146.2%	110%以下

5 財政健全化法について

平成 18 年 6 月に明らかになった北海道夕張市の財政破綻を受け、平成 19 年 6 月 15 日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法)が成立しました。これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政健全化法にもとづく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されました。

旧法に基づく財政再建制度と異なる特徴は、以下のように整理されます。

財政健全化の過程に「早期健全化」「財政再生」の 2 段階のスキームが盛り込まれたこと

そのための判断指標として新たな財政指標が導入されたこと

これらの指標のいずれかが一定以上になると「財政健全化計画」「財政再生計画」の策定が義務づけられること

「再生振替特例債」が創設されること、などです。

また、公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないなど、公営企業の財政再建を同じ法律に位置づけていることも特色の一つとされています。

財政健全化を判断するための財政指標(健全化判断比率)に関しては、

- (1)実質赤字比率、
- (2)連結実質赤字比率、
- (3)実質公債費比率、
- (4)将来負担比率、の 4 つが規定されています。

(1)の実質赤字比率は、これまでの再建法における赤字比率とほぼ同様のものですが、対象となる会計の範囲が絞り込まれています。

(2)の連結実質赤字比率は、新たに導入された指標で、これまで対象とならなかった全会計をカバーするフロー指標となっています。

(3)の実質公債費比率は、地方債の事前協議制度移行にともない既に用いられている指標です。

(4)の将来負担比率は、新たに導入される、公営企業、公社や出資法人等を含め一般会計の将来負担を把握するための指標で、(1)～(3)のフロー指標に対しストック指標となります。

但し、(4)だけは「再生判断比率」から除かれています。さらに公営企業に関しては、上述のとおり、資金不足比率が経営健全化の指標として用いられることとなります。

今後は、各指標の算定内容の詳細と健全化判断比率等の基準が定められることになり、今後大きく注目を集めることになると思われます。基準設定は、財政健全化法のスキームがどのように機能するかに大きく関わってきます。

また、同法が地方公共団体の財政状況把握を多様化し厳格化する方向性において評価されるとしても、地方分権推進の下、自治体の自主的な財政運営にどのような影響をもたらすのか、についても注視していく必要があります。

この法律のうち、健全化判断比率等の公表に関する規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたため、平成 19 年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することになりました。

箱根町の平成 20 年度決算における健全化判断比率等については、以下の表のようになりますと見込んでいます。

		(%)			
指 標		説 明	箱根町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
財政の健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率		14.21 (14.23)	20.00
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率		19.21 (19.23)	40.00
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	10.4 (10.9)	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	146.2 (159.3)	350.0	/
資金不足比率 (水道事業会計・下水道事業特別会計・温泉特別会計、各会計ごと)		資金不足額の事業の規模に対する比率	該当なし %	(経営健全化基準) 20%	/

表中の()は平成 19 年度数値であり、()のないものは平成 19 年度と同数値

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質赤字比率又は連結実質赤字比率が算定されない場合は「 」を記載

一般会計等・・・・・・・・・・一般会計に育英奨学金特別会計を加えたもの
 早期健全化基準・・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、 から のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、県知事に報告

財政再生基準・・・・・・国の関与による確実な再生を図るため、 から
のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を
経て策定し、県知事に報告

経営健全化基準・・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を
図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となっ
た場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、県知事に報告。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は箱根町の
場合、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計の3会計です。

6 用語解説

【一般会計】

地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計をいいます。通常、議会費、総務費、民生費など 13 の区分（「款」という）で構成されている。現在のように広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計が設けられています。

【一般財源】

財源の用途が限定されず、どのような経費にも使用できるもので、その主な内容は町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などです。

【義務的経費】

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、人件費（職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（町債の元利償還額）の合計をいいます。

【繰出金】

一般会計、特別会計間相互における資金を移動する場合の歳出科目として使われる用語をいいます。

【経常収支比率】

普通会計における、地方税等の毎年収入される一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費等の毎年必要な経常的経費にどの程度充てられているかにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標のことをいいます。

【減税補てん債】

個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の替わりとしての性格をもちます。

一般的な地方債が、財源にできる対象事業が限定されているのとは違い、減税補てん債は、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できます。

【公債費】

地方公共団体が発行した地方債（借入金）の元金及び利子の償還等に要する経費をいいます。

【公債費比率】

普通会計における公債費（町債の元利償還額）に充てられた一般財源等の標準財政規模に対する割合を示す指標のことをいいます。

【財政調整基金】

税が大幅な増収となった場合などに積み立て、翌年度以降に経済情勢の変動などにより財源が著しく不足する場合に切り崩すことによって、年度間の財源を調整するための基金をいいます。

【実質公債費比率】

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものです。

実質公債費比率が 18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となります。なお、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%とされています。

【人件費比率】

普通会計に占める人件費の割合を示す指標のことをいいます。

【地方分権】

国と地方公共団体がそれぞれ分担すべき役割を明確にし、住民にとって身近な地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることをいいます。

【地方交付税】

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。その財源には、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を用いています。

地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。

【投資的経費】

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費のことで、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

【特別会計】

特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合に、行政に要する収支を総合的に経理する一般会計から区分して、その収支を別個に経理するための会計のことをいいます。

現在、箱根町では、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、温泉財産区、宮城野財産区、仙石原財産区、蛸川財産区、温泉、育英奨学金、下水道事業の 11 特別会計を設置しています。

【標準財政規模】

一般財源ベースでの標準的な財政規模を示すもので、標準税率で計算した町税、それに譲与税、交付金等、さらに普通交付税の一般財源を加えた額です。

なお、箱根町は昭和 32 年度が、普通交付税最終交付年度で、現在は交付されていません。

【扶助費】

社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費をいいます。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれます。

【普通会計】

地方財政全体の分析、財政状況の把握などに用いる統計上、観念上の会計であり、国の定める基準により公営企業会計以外の統一的に再構成した地方公共団体の会計のことをいいます。

箱根町では、一般会計と育英奨学金特別会計を合わせたものになります。

【目的別・性質別分類】

歳出をその行政目的により分類したものを目的別分類といいます。箱根町の場合は、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、観光費、土木費、消防費、教育費などに分類されます。

また、歳出をその経済的性質により分類したものを性質別分類といいます。

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金などに分類されます。

【臨時財政対策債】

バブル崩壊や景気低迷などにより、地方交付税の基となる国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の収入額が落ち込み、地方の財源不足を補うために必要な分の地方交付税の財源を確保することが出来なくなりました。

そこで、平成 13 年度から各地方公共団体で借金をして、地方交付税に変わる財源とする特別な地方債の事です。